

若者の定住を支援します!

市では、若者が市内に定住するために住宅のリフォーム費用の一部を補助しています。

▼対象者 次の①～③のいずれかに該当する方

①高島市に転入しようとする方または転入後3年を経過していない方



②市内の賃貸住宅に居住する方



③市内の実家に居住し、婚姻後3年を経過していない方または申請の日から1年以内に婚姻を予定している方



※②③は40歳未満の方または小学校6年生までの子を扶養し同居する方が対象

▼対象住宅

- 定住するために購入した中古住宅
- 相続または贈与によって取得する実家（取得予定も含む）

※②の場合は高島市空き家紹介システムの物件または実家に限ります。

▼対象工事

市内業者が請負う50万円以上のリフォーム工事

▼その他

- 申請前の着工は対象外となります。
- 補助金は地域通貨アイカで5年間に分割して支払います。

◆その他の条件など詳しくは、市民協働課 定住推進室までお問い合わせください。

あんしん♡元気生活

地域包括支援課 ☎ (25) 8150
(地域包括支援センター) FAX (25) 8054

いくつになっても、できる限り自分らしい生き方や暮らし方を続けられるよう、今何となく思っていることを整理してみませんか。そして、その思いを家族と話し合うきっかけにノートを活用してみましよう。

- 自分の人生の振り返りや今後にむけた希望や思いを記録できます。
- 病気になる時や意思表示が難しくなった時の対応などについて、自分の意思を書き留めておくことができます。
- 気持ちの変化に応じて書き替えることができます。
- 大切な情報の備忘録としても活用できます。

あなたの思いをつなぐ「たかしまマイウェイノート」

「たかしまマイウェイノート」はいつまでも自分らしい生き方ができるよう、これまでの自分の人生を振り返り、現在の思いや考えなどを記録しておく、いわゆるエンディングノートです。

どんなノート?



ノートは「チームたかしま」のホームページ (<http://www.t-takashima.net>) からダウンロードできます。

書き方などの出前講座も行っています。ぜひ、お申し込みください。

▼申込先 高島市医師会 ☎ (20) 9005
地域包括支援課 ☎ (25) 8150

令和4年度から がんを患った方への アピランスサポート事業

がん患者の方の社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものとなるよう、がん治療に伴う外見（アピランス）の変化の悩みに対し、ウィッグ・帽子と乳房補整具の購入費用の一部を助成します。

▼対象者

- ①～③の全てに該当する方
- ①申請時点で高島市に住民登録のある方
- ②がん治療に伴う脱毛または手術による乳房切除に対処するために補整具の使用を必要としている方
- ③市税および国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方

▼補助対象の補整具

- ①ウィッグ・帽子
 - ②乳房補整具（右）
 - ③乳房補整具（左）
- ※補整具の付属品およびケア用品、手作りの帽子の材料費は対象となりません。

令和4年4月1日
以降の購入品に
限ります

▼助成金額

- 補整具の購入金額と、10,000円のいずれか少ない額
- ※購入金額が1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額
- ※①～③の補整具の種類ごとに1回限り

▼助成回数

年度をまたぐ治療1回のみ

▼対象となる治療

治療の開始：令和4年3月31日以前
治療の終了：令和4年4月1日
～令和5年3月31日まで

○「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている方

○特定不妊治療費の治療期間中および申請時において夫婦のいずれかが市内に住所を有し、治療開始日において婚姻している夫婦（事実婚を含む）

○申請時に市税を完納されている夫婦

※ただし、交付申請時において納税義務のない者は除く

今年度も 健診・がん検診



1年に1回健診・がん検診を受けて自分の健康状態を知り、健康づくりに役立てましょう。集団健診・がん検診の日程や申込方法は、「令和4年度版たかしま健康だより」をご覧ください。

胃内視鏡検査での 胃がん検診



本年度から、胃部エックス線検査（バリウムを飲む検査）だけでなく、胃内視鏡検査での検診も選べるようになりました。

胃内視鏡検査は、口または鼻から内視鏡を挿入して胃の内部を観察する検査です。バリウムにアレルギーがあるなどの理由で、これまで胃がん検診を受診できなかった方はぜひご検討ください。

▼対象者 年度末の年齢が50歳以上の方（胃の病気で治療中や自覚症状のある方などは受診できません）

▼検診費用 3,000円

▼受診機関 高島市民病院、マキノ病院

重要!!
不妊に悩む方への特定治療支援事業のお知らせ

令和4年4月から不妊治療が保険適用になることを受け、現在の特定治療支援事業は令和3年度で終了します。ただし、助成制度から保険適用となる移行期の治療計画に支障が生じないよう「年度をまたぐ1回の治療」については治療費が助成対象になります。

このページの内容については、健康推進課までお問合せください。